

関東信越税理士会 熊谷支部2月例会次第

日時 令和2年2月6日(木)
午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|----------|------------------|---|--------------|
| (1) | 1月14日(火) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 1月14日(火) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 1月29日(水) | e-tax 研修会 | 於 | 埼玉工業大学23号館 |
| (4) | 1月30日(木) | 熊谷青色申告会新春懇談会 | 於 | Ercole(エルコレ) |
| (5) | 1月31日(金) | e-tax 研修会 | 於 | 埼玉工業大学23号館 |
| (6) | 1月31日(金) | 正副支部長・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (7) | 2月 4日(火) | 宅地建物取引業協会新年賀詞交歓会 | 於 | 埼玉グランドホテル深谷 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1)例会・署との協議会
日時 2月6日(木)午前10時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2)支部理事会
日時 2月6日(木)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス
- (3)研修会
日時 2月6日(木)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
講師 熊谷税務署各担当官
- (4)確定申告相談会場県連会長視察・懇親会
日時 2月21日(火)午後5時～
場所 JIGEN (じげん)
- (5)富岡清講演会新春の集い
日時 3月8日(日)午後3時00分～
場所 ホテルガーデンパレス

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

支部推薦

熊谷市行政不服審査会委員 渡辺 実会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

小林喜一郎 開業税理士から所属税理士に変更
小林賢一郎 所属税理士から開業税理士に変更

熊谷支部現在会員数 160名

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 令和2年3月26日(木) 午後4時00分～ 署との協議会・例会

*バス 午後2時20分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス
日時 3月26日(木)午後2時50分～4時00分
内容 『事業承継への取組みについて-事業承継税制と担い手探しナビ-』
講師 日本税理士会連合会業務対策部長 海老澤 孝公先生
日本税理士会連合会中小企業対策部長 瀬戸 順一先生
DVD研修となります。
単位 1.5単位

バス 熊谷駅南口より午後2時20分発

8. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

- * 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます
- * 今後の例会日日程を掲載しました。(令和2年2月6日現在)

4月例会	4月 6日(月)	午前9時30分～
5月例会	5月11日(月)	午前9時30分～

予定ですので変更になる場合もあります。

e - t a x ・ L - t a x の利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域2月例会

令和2年2月6日(木)

<会務報告>

令和2年1月16日(木) 常務理事会・地域長会

13:00 清水園

*優Youプランについて

*その他

令和2年2月5日(水) 生保優績営業職員感謝の集い

11:00 ホテルニューオータニ

<提携企業インフォメーション>

SBI マネープラザ ・ FWD 富士生命

令和2年2月6日

会 員 各 位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺 山 智 久
副支部長 福 島 泰 彦
地域長 清 水 茂 昭
研修部長 中 村 武 司

税理士会36時間規定研修 令和元年度例会時熊谷支部研修会のご案内

拝啓 厳寒の日が続いている今日このごろですが、会員の先生方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和2年3月26日(木) 午後2時50分～4時00分
受付 午後2時20分より
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『事業承継への取組みについて』事業承継税制と担い手探しナビ
講師 日本税理士会連合会業務対策部長 海老澤 孝公先生
日本税理士会連合会中小企業対策部長 瀬戸 順一先生
DVD 研修となります。
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後2時20分 熊谷駅南口
単位 1.5単位

3月6日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

令和2年3月26日の支部研修会出席人数は

.....
会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

.....
会員事務所名 _____

調査研究部 国際小委員会からのお知らせ No.3 「非居住者又は外国法人に関する課税制度の概要」について

会員 各位

日頃より会務運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年度から本会調査研究部内に設置いたしました「国際小委員会」では、会員皆様のニーズの把握に努めながら、有用であると思われる各種情報を定期的に配信しております。第3回目となる今回は、昨年12月16日の調査研究部会議内において、関東信越国税局課税第二部法人課税課国際税務専門官を講師としてお招きした勉強会についてご案内いたします。

会員の皆様におかれましてもとても身近な内容と思われますので、本会ホームページに掲載の当日配布資料もぜひご覧いただければと思います。

調査研究部会議内での勉強会について

テーマ：非居住者又は外国法人に関する課税制度の概要について

講師：課税第二部 法人課税課 国際税務専門官 村上 公太 氏

定期的な取引ではありませんが、たまに海外取引が発生しますと、「確かに非居住者への一定の支払いには源泉徴収が必要だったはず」、「外国企業との取引が発生しているけれど、これは国内取引なのか？ 国外取引なのか？」などといった、実務上の疑問点が多々出てきます。

調査研究部会議内勉強会にて、これらの疑問に答える大変分かりやすい資料をいただきましたので、配布資料の内容からいくつかをピックアップして、皆様へお知らせいたします。

1、非居住者か居住者か？

外国人を雇用した場合、海外支店からの転勤者を受け入れた場合、あるいは海外支店へ転勤した者がいた場合、どの時点から非居住者（あるいは居住者）になるのでしょうか。分かり易い判定フローチャートや具体的な判定例が資料3ページに掲載されています。判定に迷ったら、フローチャートに当てはめて考えてみましょう。

2、国内取引か国外取引か？

非居住者及び外国法人（以下、非居住者等という）にかかる課税判定では、国内取引か国外取引かの判断において、恒久的施設（PE）の有無がキーポイントになります。「施設」といっても、一定の作業場や代理人等がPEと認定される場合もありますので、資料4ページの表に従って、慎重に判定しましょう。

3、非居住者等に工業所有権等の使用料を支払う際は、所得税の源泉徴収をお忘れなく！

普段、海外取引とは関係のない企業でも、非居住者等へ特許権や著作権の使用料あるいは購入対価を支払う場合があります。これらの支払いのうち、その支払者の国内業務にかかるものについては、非居住者等の国内源泉所得として源泉徴収が必要です。（資料25ページ参照）工業所有権等の使用料に該当するかどうかは、契約書をしっかり確認しましょう。（資料26、27ページ参照）

4、内国法人の役員として、国外勤務にかかる役員報酬は国内源泉所得に該当する場合があります。

国外で、内国法人の役員として業務を行う方にかかる役員報酬は、国内源泉所得となり源泉徴収義務が生ずる場合がありますので注意が必要です。資料29ページのフローチャートに従って、しっかりと判定しましょう。

5、居住者であった使用人が出入国した場合の給与等の源泉徴収は？

給与等の支給については、その給与等の計算期間と国内での勤務期間、出国の時期で国内源泉所得の範囲が変わります。資料32ページの事例を参考にすると分かり易いです。また、賞与や退職手当等についても計算期間と出国時期で取り扱いが変わりますので、要注意です。資料33ページ、35ページの事例を参考にしましょう。

6、租税条約は国内法より優先適用。

令和1年12月1日現在、75の租税条約が締結され、135の国と地域に適用されています。国内法では国内源泉所得にならないものであっても租税条約では国内源泉所得となるものがある一方、国内法では国内源泉所得になるものであっても租税条約では国内源泉所得に含まれないものがあります。租税条約において、所得源泉地に関して国内法と異なる定めがある場合は、租税条約が優先適用されます。資料10ページを参照してください。

当日配布資料ページ（本会会員専用サイト）：<http://www.kzei.or.jp/member/news/2020/01/31-091516.html>

ユーザ名及びパスワード：共に「kzei0223」

執筆担当：市村 二三代（長岡支部）

令和2年1月31日

関東信越税理士会

調査研究部長 渡邊 信子

国際小委員長 笹尾 博樹

国税庁新着情報（消費税確定申告書付表の一部誤り）について（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 「消費税確定申告書付表の一部誤りについて」

国税庁より、消費税確定申告書の付表 1－1 及び 4－1 に一部誤りがあり、次の要件に該当する場合、「合計地方消費税の課税標準となる消費税額」の端数処理が正しく行われず、地方消費税が 100 円多く計算されることがある旨連絡がございました。

【要件】

- ・令和元年 10 月 1 日以前の旧税率の適用取引がない個人または法人が
- ・令和元年 10 月以降納税申告を行う場合

上記に関し、法令解釈通達の一部改正により、付表 1－1 及び 4－1 に注書きを追加する対応がなされ、国税庁ホームページに掲載されております。

詳細については、下記国税庁ホームページ URL からご確認ください。

【国税庁ホームページ掲載箇所等】

<法令解釈通達>

- 消費税の軽減税率制度に関する申告書等の様式の制定について 一部改正通達
(<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/kansetsu/kaisei/kaisei5.htm>)

<様式>

- 消費税軽減税率制度特集サイト
(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/07.htm>)

- 確定申告情報
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/shohi/06.htm>)

- 申告書添付書類一覧
(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/shinkoku/itiran/1461_31-3.htm)

令和 2 年 1 月 15 日
広報部長 板垣 弘一

令和元年台風19号における指定地域に係る納税者への「確定申告
のお知らせ」について（申告所得税の予定納税関係等）

1 現 状

ご承知のとおり、令和元年台風19号における指定地域については、申告・納付等の期限が延長（期限延長）されております。

これにより、特に次の事項について、指定地域の納税者に係る所得税の確定申告に影響がありますので、ご留意いただくようお願いします。

○ 所得税予定納税第2期分

所得税予定納税第2期分について、災害等による期限の延長により納期限がその年の12月31日より後になった場合は、所得税法第104条第2項又は第107条第2項に基づき、納税義務が消滅しますので、令和元年分確定申告は、予定納税第1期分のみの金額を記載していただくこととなります。

○ 「確定申告のお知らせ」のメッセージボックスへの格納

指定地域の申告・納付等の期限が延長されており、令和元年分の確定申告期限を周知できないことを踏まえ、国税庁ではe-Taxのメッセージボックスへ「確定申告のお知らせ」を格納しないため、予定納税の情報を把握することができません。

2 想定される税理士への影響

指定地域の関与先納税者の申告書を作成される場合、一般的にはe-Taxソフト等を使用してe-Taxで提出されることが多いと思いますが、現状では関与先納税者のe-Taxメッセージボックスへ予定納税の情報が格納されないため、関与先納税者のメッセージボックスの転送設定をしていても、税理士は予定納税第1期分の金額を把握することができません。

そのため、予定納税第1期分の金額を把握するためには、納税者宛に郵送された「予定納税額の通知書」を確認いただく必要があります。

また、仮にe-Taxソフト等を使用せず、確定申告書等作成コーナーで申告書を作成する場合であっても、予定納税額は0として表示されるため、この場合も納税者宛に郵送された「予定納税額の通知書」を確認いただく必要があります。

3 対応方法

指定地域の納税者にご不便が生じないよう、予定納税額を含む確定申告に関する情報を正確に把握していただく必要がありますので、税理士関与の納税者などに対し、当局から別途予定納税第1期分の情報等を記載した「確定申告のお知らせ」を送付し、令和元年分確定申告に活用していただくこととしておりますので、ご承知置きください。

「確定申告のお知らせ」については、早急に送付したいと考えておりますので、ご理解いただくようお願いします。

令和元年台風 19 号における指定地域の納税者の予定納税に係るお知らせ

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、関東信越国税局から、令和元年台風 19 号における指定地域の納税者に係る令和元年分予定納税額に関する情報提供がありましたので、ご連絡します。

ご承知のとおり、令和元年台風 19 号における指定地域については、申告・納付等の期限延長が行われていることから、当該地域の納税者については、令和元年分所得税の第 2 期分予定納税額はないものとされますので（所法 104 条②等）、同年分確定申告書に記載する予定納税額は第 1 期分のみとなります。

また、当該地域については、同年分の確定申告期限が未定であり、e-Tax のメッセージボックスに「確定申告のお知らせ」が格納されないこととなるので、税理士関与の納税者などに対し、国税局から予定納税額第 1 期分の情報等を記載した「確定申告のお知らせ」を送付予定とのことです。

したがって、当該地域の納税者に係る令和元年分所得税の確定申告書の作成の際は、上記の事項に十分留意していただくよう会員に周知願います。

なお、詳細は、別添「令和元年台風 19 号における指定地域に係る納税者への『確定申告のお知らせ』について（申告所得税の予定納税関係等）」をご覧ください。

おって、指定地域の所轄署である、水戸署、太田署、栃木署、佐野署、長野署及び上田署においては、支部例会や確定申告関係研修の際に担当統括官から説明予定とのことです。

また、当該署以外の地域の会員に向けての周知を目的として、国税局から提供を受けた案内文を本会ホームページに掲出することとしておりますので、その旨の周知をお願いします。

令和 2 年 1 月 22 日

広報部長 板垣 弘一
税務支援対策部長 高橋 浩生

**国税庁新着情報（台風第 19 号に係る「調整率」
の公開予定日）について（周知依頼）**

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「令和元年台風第 19 号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」（相続税・贈与税関係）を求めるための「調整率」の公開予定日について」

国税庁ホームページにおいて、令和元年台風第 19 号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」を求めるための「調整率」の公開予定日が 2 月 26 日（水）11 時である旨の発表がございました。

また、令和元年分の贈与税の申告書の受付は、2 月 3 日（月）から始まっておりますが、特定土地等については、公開後の「調整率」を確認した上で、その評価額を計算し、贈与税の申告書を作成・提出する必要がありますのでご注意ください。

なお、本会の区域については、6 県全県に特定地域（全域もしくは一部市町村）がございますので、申告書の作成の際にはご注意ください。

詳細については、下記の国税庁ホームページのトピックスにございます PDF ファイルをご確認ください。

- 令和元年台風第 19 号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」（相続税・贈与税関係）を求めるための「調整率」の公開予定日について
→https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r1/0019010-071/pdf/r02_01.pdf

令和 2 年 2 月 5 日

広報部長 板垣 弘一



官情 3-30
官税 1-99
令和元年 12 月 26 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁長官官房企画課長
永田 寛幸
国税庁長官官房税理士監理室長
櫻井 淳

国税電子申告・納税システム (e-Tax) の普及・定着に向けたお願い

平素より、税務行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、納税者等の利便性向上及び行政運営の効率化の観点から、国税電子申告・納税システム (e-Tax) の普及・定着に向けて、各種施策を実施しているところです。

また、平成 29 年 6 月に財務省が公表した『「行政手続コスト」削減のための基本計画』(平成 31 年 3 月末改定)において、e-Tax の使い勝手の大幅改善が掲げられたことから、納税者等の皆様の負担感減少に向けた取組を進めております。

貴会、各税理士会、各支部及び税理士の皆様方の御支援、御協力をいただいた結果、着実に e-Tax の普及・定着が図られてきているところであり、改めて御礼申し上げます。

貴会におかれましては、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着に向けた取組の推進に御尽力いただいているところと承知しておりますが、申告・申請等の手続及びダイレクト納付などの電子納税の更なる利用に向け、全ての税理士の皆様が、これまで以上に e-Tax を利用いただくよう、御支援を賜りますようお願いいたします。

特に、下記につきましては、国税当局において、貴会とともに推進していく必要があると考えておりますので、御協力をお願い申し上げます。

つきましては、貴会から各税理士会を通じて、各支部及び税理士の皆様に対し、本文書の内容を周知いただくとともに、引き続き、国税局(事務所)及び税務署が実施する e-Tax に関する行事・施策に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 相続税申告の e-Tax 対応

令和元年 10 月 1 日から、相続税申告(平成 31 年 1 月 1 日以降に相続等により財産を取得した人の申告)について、e-Tax による提出(送信)が可能となりました。

(注) 平成 30 年 12 月 31 日以前に相続等により財産を取得した人の申告は、e-Tax による提出ができません。

2 大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、資本金の額等が1億円超などの要件に該当する大法人の確定申告書等の提出については、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子的に提出することが義務付けられています。

なお、別表のうち明細記載を要する部分や勘定科目内訳明細書のデータは、XML形式に加え、CSV形式による提出が可能となっています。また、財務諸表のデータについても、令和2年4月1日以後終了事業年度の申告より、現行のXBRL形式に加え、CSV形式による提出が可能となります。

3 青色申告特別控除の改正

令和2年分以降の所得税確定申告において、65万円の青色申告特別控除を受けるためには、現行の適用要件に加えて、e-Taxによる提出（送信）又は電子帳簿保存が必要となります。

4 準確定申告のe-Tax対応

青色申告特別控除の改正に併せ、令和2年分以降の所得税の準確定申告（出国の場合を除く）については、e-Taxによる提出（送信）を可能とすることを予定しています。

5 e-Taxを使用した更正通知等の送信

令和2年1月以降、電子証明書を利用してe-Taxで更正の請求書を提出する納税者のうち、当該請求に係る更正通知等について電子通知を希望された方に対しては、更正の通知書等をe-Taxの「通知書等一覧」へ送信することを予定しています。

6 ダイレクト納付の利用拡大

ダイレクト納付を利用した予納が可能となりました。この機能により、確定申告により納付することが見込まれる金額について、定期的に均等額を納付することや収入に応じた任意のタイミングで納付することが可能です。

また、eTAXを活用した地方税共通納税システムの導入に伴い、令和元年10月からは地方税についてもダイレクト納付が可能となっています。

7 e-Taxでのイメージデータによる添付書類の提出の利用拡大

e-Taxで申告・申請等を行う場合の添付書類については、一部の税目でイメージデータによる提出範囲を拡大しました。

8 給与・公的年金等の源泉徴収票のeLTAXでの一括作成・提出の利用拡大

給与・公的年金等の源泉徴収票については、eLTAXを利用することで一括して作成・提出することが可能となっています。

（注） 令和3年1月以降に提出する給与・公的年金等の源泉徴収票等を含めた支払調書について、支払調書の種類ごとに前々年の提出すべきであった当該支払調書の提出枚数が100枚以上である場合には、電子的提出が必要となります。

9 石油ガス税、揮発油税及び地方揮発油税申告のe-Tax対応

令和2年6月から、石油ガス税・揮発油税及び地方揮発油税の申告について、e-Taxによる提出（送信）を可能とすることを予定しています。

【担当】

国税庁情報技術室 永野、仲
電話：03-3581-4161（内 3369）

日時 令和2年2月6日(木)
10時30分～
場所 杉木ガーデンホール

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

- 1 支部長あいさつ
- 2 税務署長あいさつ
- 3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) e-Taxの一層の普及拡大について

(総務課)

e-Taxの普及につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

まもなく、12月決算法人の申告時期を迎えます。申告書の提出に当たりましては、添付書類のイメージデータ提出等の利便性が向上しておりますので、ぜひ、e-Taxをご利用くださいますようお願いいたします。

また、令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出につきましても、

引き続きe-Taxをご利用いただくとともに、関与先企業の従業員の方に対しては、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅からの申告をご案内いただくなど、確定申告期間中の税務署への来署者の削減についても、併せてご協力をお願いいたします。

(2) 令和2年度国税専門官採用試験について

別添1「令和2年度国税専門官採用試験要綱」参照

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集いたします。

詳しくは、国税庁や人事院のホームページをご参照の上、興味のある方にご案内ください。

(3) 国税還付金受取先の拡大について

(管理運営税部門)

取扱拡大先	ジャパンネット銀行・ローソン銀行
税務署処理開始日	令和2年1月31日（金）以降

令和2年1月31日（金）以降ジャパンネット銀行・ローソン銀行において国税還付金の取扱いが開始されておりますのでお知らせいたします。

(4) 令和元年分確定申告相談における税務署会場の受付時間について

(個人課税部門)

相談受付時間：午前8時30分から午後4時まで
相談開始時間：午前9時から

令和元年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告については、例年通り税務署1階に相談会場を設けて行います。

相談会場の開設期間は2月17日（月）から3月16日（月）までですが、昨年から記載のとおり相談受付時間が午前8時30分から午後4時までとなっており、国税庁ホームページ、各市町の広報誌でも広報させていただいております。

関与先の従業員の方々等から、税務署相談会場についてのお問い合わせがあった場合には、相談受付時間が午後4時までである旨ご案内いただきますよう、ご協力をお願いします。

(5) 確定申告書等の早期送信、早期提出について

(個人課税部門)

平成 30 年分における先生方からの申告書の提出状況を見ますと、3 月 13 日以降に集中した提出が依然として多く見受けられます。

申告書の早期提出、早期送信は、納税者にとって還付金の早期受領などの利点があります。

毎年お願いしているところではございますが、作成いただいた申告書から順次提出、送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(6) 一般的な税務相談の自己解決のお願いについて

(個人課税部門)

税務当局が行う税務相談につきましては、すでにご案内させていただいておりますとおり、申告納税制度の下で納税者の方の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っています。

従いまして、電話相談センターでは、税務署に寄せられる一般納税者からの電話相談を対象にしております。

しかしながら、税理士事務所職員の方からと思われる電話がいまだ多く寄せられている状況にあることから、税理士の先生方は元より、税理士事務所職員の方々につきましても、引き続き、国税庁ホームページ等を活用していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(7) 確定申告会場における添付書類等の取扱いについて

(個人課税部門)

別添 2 「確定申告会場における添付書類等の取扱いについて」 参照

所得税等の確定申告に添付する生命保険料控除証明書等の第三者作成書類は、当該書類の記載事項を入力して e-Tax で送信すれば、添付省略が可能とされているところです。

これまで、確定申告会場では、第三者作成書類に記載された所要の事項は入力せず、代わりに第三者作成書類の提出等を求める運用を実施してまいりました。

このような運用は、パソコンの入力時間が短縮されるものの、次のような課題がありました。

① 第三者作成書類の所定台紙への貼り付け・手元保管用のコピーなどの納税者側の負担

② 提出された第三者作成書類の整理や保管などの税務署側の負担

このため、平成 30 年分確定申告においては、全国 49 の確定申告会場 (65 署) で、第三者作成書類の記載事項を入力することにより、当該書類の添付を要しないという試行を行ったところ、納税者からは第三者作成書類を自身で保管できるようになって良いとの声をいただきました。

そのため、令和元年分確定申告においては、当署におけるキララ会場も含め全ての確定申告会場で、第三者作成書類について、その記載事項を入力することにより、当該書類の添付を求めないことといたしました。

運用の見直しにより、パソコンへ新たにする項目が追加され、納税者の作業時間が増加することから、来署される方の事務や相談時間の増加など、新たな負担が想定されますが、ご理解とご協力をお願いします。

(8) 令和元年台風第19号に係る「調整率」の公開予定日について（資産課税部門）

別添3「令和元年台風第19号に係る『特定非常災害の発生直後の価額』（贈与税・贈与税関係）を求めるための『調整率』の公開予定日について」参照

別添4「令和元年台風第19号に係る特定土地等の評価方法等の概要」参照

令和元年台風第19号に係る「調整率」について、令和2年2月26日(水)11時に国税庁ホームページで公開を予定しております。

なお、公開日周知のため、別添3「令和元年台風第19号に係る『特定非常災害の発生直後の価額』（相続税・贈与税関係）を求めるための『調整率』の公開予定日について」及び別添4「令和元年台風第19号に係る特定土地等の評価方法等の概要」を1月30日（木）10時から国税庁ホームページに掲載しています。

(9) 源泉所得税の納付照会ハガキの発送について（法人課税部門）

源泉所得税の納付が確認されていない徴収義務者に対し、3月初旬に納付照会ハガキを送付する予定です。対象期間は令和元年12月支払分まで、回答期限は3月12日頃を予定しています。

税理士の先生方には、ご多忙な時期と存じますが、対応方、よろしくお願い申し上げます。

添付書類

- 1 「令和2年度国税専門官採用試験要綱」
- 2 「確定申告会場における添付書類等の取扱いについて」
- 3 「令和元年台風第19号に係る『特定非常災害の発生直後の価額』（相続税・贈与税関係）を求めるための『調整率』の公開予定日について」
- 4 「令和元年台風第19号に係る特定土地等の評価方法等の概要」

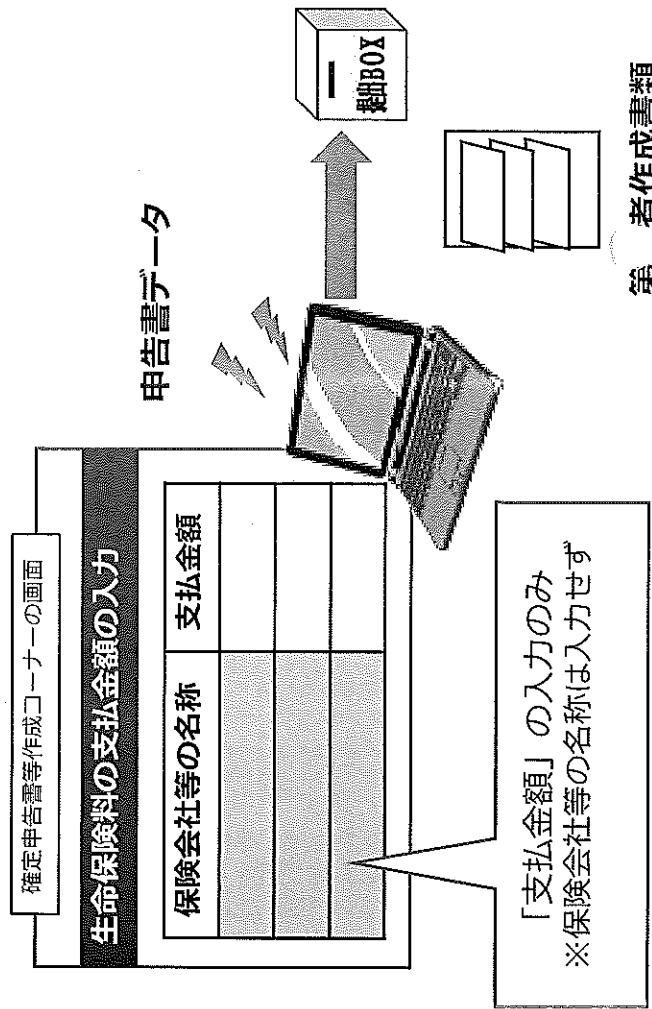
令和 2 年度 国税専門官採用試験要綱

- 概 要 国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。
- 受験資格
 - 1 平成 2 年 4 月 2 日～平成 11 年 4 月 1 日生まれの者
 - 2 平成 11 年 4 月 2 日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和 3 年 3 月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が（1）に掲げる者と同等の資格があると認める者
- 試験の程度 大学卒業程度
- 申込み方法等
 - ◎【原則】インターネット申込み
 - 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
 - 受付期間
 令和 2 年 3 月 27 日（金）午前 9 時～4 月 8 日（水）【受信有効】
 【インターネット申込みができない場合】郵送又は持参
 - 提出先
 希望する第 1 次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所
 - 受付期間
 令和 2 年 3 月 27 日（金）～3 月 30 日（月）※通信日付印有効
- 試験日
 - 第 1 次試験日 令和 2 年 6 月 7 日（日）
 - 第 2 次試験日 令和 2 年 7 月 8 日（水）～7 月 17 日（金）のいずれか
 第 1 次試験合格通知書で指定する日時
- 試験地
 - 第 1 次試験地 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
 - 第 2 次試験地 さいたま市ほか
- 合格者発表日
 - 第 1 次試験合格者 令和 2 年 6 月 30 日（火）午前 9 時
 - 最終合格者 令和 2 年 8 月 18 日（火）午前 9 時
- 問合せ先
 - インターネット申込みに関する問合せ
 人事院人材局試験課 TEL：03-3581-5311 内線 2332
 午前 9 時から午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）
 - 上記以外の問合せ
 関東信越国税局人事第二課試験係 TEL：048-600-3111 内線 2097
 午前 8 時 30 分から午後 5 時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

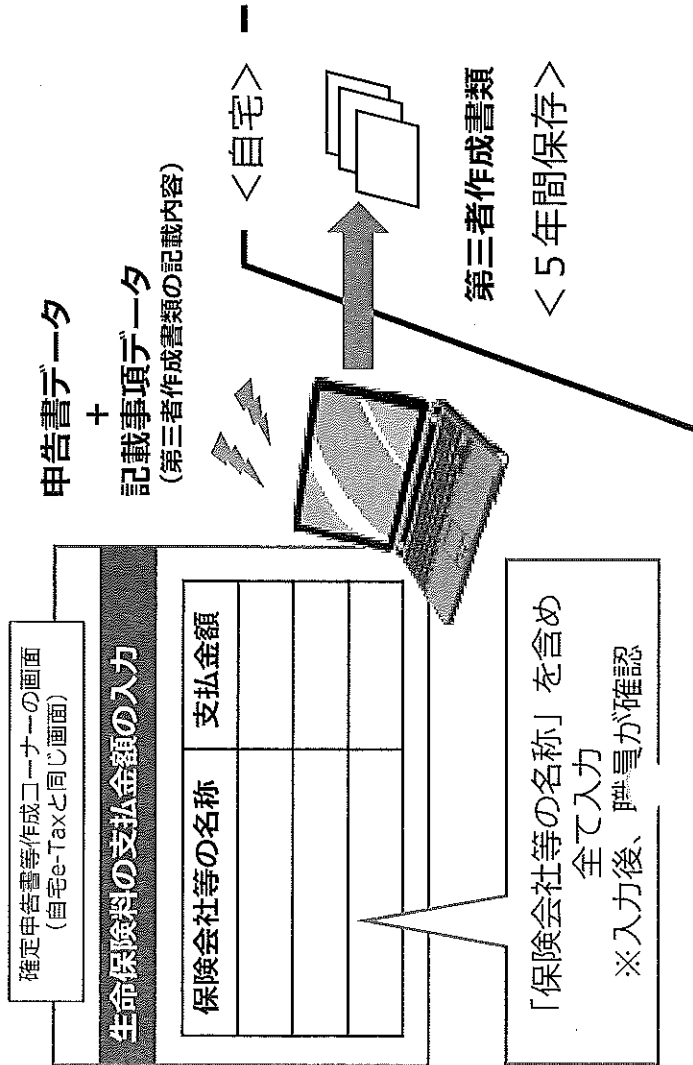
確定申告会場における添付書類等の取扱いについて

- 所得税等の確定申告に添付する生命保険料控除証明書等の第三者作成書類は、当該書類の記載事項を入力してe-Taxで送信すれば、添付省略が可能
- 従前の確定申告会場では、第三者作成書類に記載された所要の事項は入力せず、代わりに第三者作成書類の提出等を求める運用を実施
- このような運用は、パソコンの入力時間が短縮されるものの、次のような課題があった。
 - ・ 第三者作成書類の所定台紙への貼り付け・手元保管用のコピーなどの納税者側の負担
 - ・ 提出された第三者作成書類の整理や保管などの税務署側の負担
- このため、平成30年分確定申告においては、全国49の確定申告会場（65署）で、第三者作成書類の記載事項を入力することにより、当該書類の添付を要しないという試行を行ったところ、納税者からは第三者作成書類を自身で保管できるようになって良いとの声をいただいた。
- そのため、令和元年分確定申告においては、全ての確定申告会場で、第三者作成書類について、その記載事項を入力することにより、当該書類の添付を求めないこととする。
- 運用の見直しにより課題への対応が可能となる反面、パソコンへ新たに入力する項目が追加され、納税者の作業時間が増加することから、来署される方の負担感や混雑状況に与える影響等を慎重に見極める必要がある。

【従前の確定申告会場】



【令和元年分の確定申告会場】



令和 2 年 1 月
国 税 庁

令和元年台風第 19 号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」
(相続税・贈与税関係)を求めるための「調整率」の公開予定日について

令和元年台風第 19 号に係る「特定非常災害の発生直後の価額」を求めるための「調整率」は、2 月 26 日(水) 11 時に公開することを予定していますのでお知らせいたします。

公開初日から数日間は、アクセス集中により閲覧しにくい状態となることがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、特定土地等の評価方法等については、別紙をご覧ください。

(注) 令和元年分の贈与税の申告書の受付は、2 月 3 日(月)から始まりますが、
特定土地等については、上記の公開後に「調整率」を確認した上で、その評価額を計算し、贈与税の申告書を作成・提出してください。

令和 2 年 1 月
国 税 庁

令和元年台風第19号に係る特定土地等の評価方法等の概要

令和元年台風第19号により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

令和元年台風第19号に係る租税特別措置法第69条の6（（特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例））、同法第69条の7（（特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例））及び同法第69条の8（（相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例））に規定する特定土地等の評価方法等の概要は、下記のとおりとなります。

記

1 災害発生日前（令和元年10月9日以前）に取得した特定土地等

(1) 特定土地等の評価の特例の概要

次の①又は②に該当する土地等（土地又は土地の上に存する権利をいいます。）で、特定地域^(注)内にある土地等（特定土地等）の価額は、その取得の時の時価によらず、「令和元年台風第19号の発生直後の価額」にすることができます。

① 平成30年12月10日から令和元年10月9日までの間に相続等（相続又は遺贈をいいます。）により取得した土地等

② 平成31年1月1日から令和元年10月9日までの間に贈与により取得した土地等

(注) 「特定地域」とは、特定非常災害により被災者生活再建支援法第3条第1項の規定の適用を受ける地域（同項の規定の適用がない場合には、その特定非常災害により相当な損害を受けた地域として財務大臣が指定する地域）をいい、次の地域が該当します（令和元年12月18日現在）。

《特定地域》

都県名	特定地域	都県名	特定地域	都県名	特定地域
岩手県	宮古市 釜石市 山田町 久慈市	群馬県	富岡市 嬬恋村	神奈川県	川崎市 相模原市
宮城県	県内全域	埼玉県	県内全域	新潟県	阿賀町
福島県	県内全域	千葉県	県内全域	山梨県	上野原市
茨城県	県内全域	東京都	大田区 世田谷区 八王子市 あきる野市 日の出町 檜原村	長野県	県内全域
栃木県	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須烏山市 茂木町			静岡県	伊豆市 伊豆の国市 函南町

(2) 「令和元年台風第19号の発生直後の価額」の計算方法等

相続税及び贈与税の申告の便宜等の観点から、令和元年台風第19号による地価下落を反映した「調整率」を特定地域内における一定の地域ごとに定めることとしています。

「令和元年台風第19号の発生直後の価額」は、この「調整率」を令和元年分の路線価等（路線価及び評価倍率をいいます。）に乗じて計算することができます。

イ 路線価地域の場合

特定土地等が路線価地域にある場合の「令和元年台風第19号の発生直後の価額」は、令和元年分の路線価（評価時点：平成31年1月1日）に「調整率」を乗じて計算することができます。

【計算例】

令和元年分の路線価 …………… 100,000 円

調整率 …………… 0.80※

(令和元年分の路線価)

(調整率)

100,000 円 × 0.80※ = 80,000 円

※ 計算例のための仮の数値です。

ロ 倍率地域の場合

特定土地等が倍率地域にある場合の「令和元年台風第 19 号の発生直後の価額」は、令和元年分の評価倍率（評価時点：平成 31 年 1 月 1 日）に「調整率」を乗じて計算することができます。

【計算例】

令和元年分の評価倍率……1.1 倍

調整率………0.80※

(令和元年分の評価倍率) (調整率)

$$1.1 \quad \times \quad 0.80^{\ast} = 0.88$$

※ 計算例のための仮の数値です。

(3) 申告期限について

イ 相続税

相続人等のうちに租税特別措置法第 69 条の 6 の適用を受けることができる者がいる場合には、その相続人等の全員の申告期限が令和 2 年 8 月 11 日まで延長されます^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和 2 年 8 月 11 日とその延長された期限のいずれか遅い日が相続税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 5 年間となります。

ロ 贈与税

令和元年分の贈与税については、租税特別措置法第 69 条の 7 の適用を受けることができる場合には、申告期限が令和 2 年 8 月 11 日まで延長されます^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、令和 2 年 8 月 11 日とその延長された期限のいずれか遅い日が贈与税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 6 年間となります。

2 災害発生日以後（令和元年10月10日以後）に取得した土地等

(1) 土地等の計算方法

令和元年 10 月 10 日から同年 12 月 31 日までの間に相続等又は贈与により取得した土地等のうち、特定地域内にある土地等の価額については、上記 1 に準じて計算することができます。

(2) 申告期限について

イ 相続税

令和元年 10 月 10 日から同年 12 月 31 日までの間に相続等が開始した相続税については、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月を経過する日が申告期限となります^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、その延長された期限が相続税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 5 年間となります。

ロ 贈与税

令和元年 10 月 10 日から同年 12 月 31 日までの間に贈与により財産を取得した贈与税については、令和 2 年 3 月 16 日が申告期限となります^(注)。

(注) 1 国税通則法第 11 条の規定に基づき申告期限が延長された方は、その延長された期限が贈与税の申告期限となります。

2 「更正の請求」の期間は、申告期限から 6 年間となります。